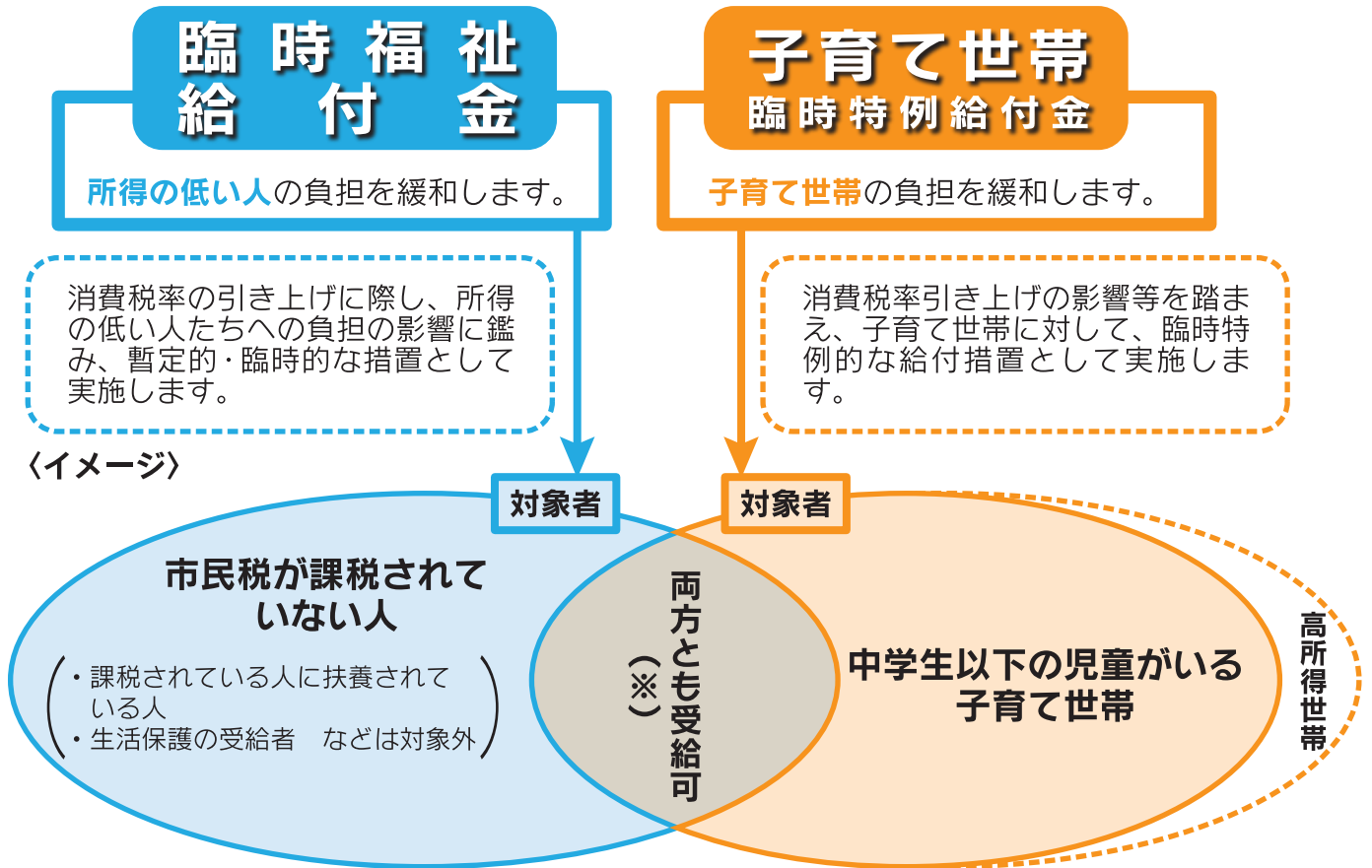


# 平成27年度 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ



(※) 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する人については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

## 基準日の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

臨時福祉給付金は、基準日(平成27年1月1日)時点で住民票のある市から支給され、子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年6月分の児童手当を受給される市から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、申請先の市にお問い合わせください。

## 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

### [臨時福祉給付金]

基準日(平成27年1月1日)に生まれた人は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた人は対象となりません。また、市が支給決定するまでの間に亡くなられた人も対象にはなりません。

### [子育て世帯臨時特例給付金]

基準日(平成27年5月31日)に生まれた児童は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象となりません。また、市が支給決定するまでの間に亡くなられた児童も対象にはなりません。

## 臨時福祉給付金 支給要件・申請方法

### ●支給対象者

下記の1～4の全てを満たす人が対象となります。

- 1 平成27年1月1日に鯖江市に住民登録のある人
- 2 平成27年度の市町村民税(均等割)が課税されていない人
- 3 平成27年度の市町村民税が課税されている人に扶養されていない人
- 4 生活保護の被保護者となっていない人

●支給額 1人につき 6,000円 ※1回限りです。

●申請先 社会福祉課「臨時福祉給付金」窓口

●申請期間 9月1日(火)～平成28年3月1日(火)

●提出書類 申請書 支給対象者となる可能性のある人に郵送します。(8月末頃)

●問合せ先 社会福祉課 ☎53-2216

## 子育て世帯臨時特例給付金 支給要件・申請方法

### ●支給対象者

下記の1、2の両方を満たす人が対象となります。

- 1 平成27年5月31日に鯖江市に住民登録がある人
- 2 平成27年6月分の児童手当の受給者および要件を満たす人

※ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の人に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される人は、対象となりません。

●対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

●支給額 対象児童1人につき 3,000円 ※1回限りです。

●申請先 児童福祉課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口

●申請期間 9月1日(火)～11月30日(月)

●提出書類 申請書 支給対象者となる可能性のある人に郵送します。(8月末頃)  
※公務員の人は、勤務先から申請書が交付されます。

●問合せ先 児童福祉課 ☎53-2224



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

自宅や職場などに市や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

